

謝金等規程

特定非営利活動法人

日本デジタルアーキビスト資格認定機構

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構（以下「本機構」という。）の事業に伴う報酬、謝金（以下「謝金等」という。）の支払いに関して必要な事項を定めるものである。

(謝金等支払基準)

第2条 謝金等の額は別表1によるものとする。1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第3条 謝金等の対象者には、第3条に定める謝金等に加えて交通費及び宿泊費等を支給することができる。

(支払方法)

第4条 謝金は本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、本機構は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 法人に対して謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附則

この規程は、令和4年5月27日から施行する。

別表

種類	備考	単位	単価
特別講演	記念講演的性格を有し、特別なテーマで著名人に依頼した場合に支払う謝金。	1 時間	20,000 円
一般講演		1 時間	10,000 円
面接・審査	上級デジタルアーキビストの書類および面接の審査を依頼した場合に支払う謝金。	1 人	5,000 円